

フィリピン法人のノミニー株主・取締役に関する SEC への申告義務について

1. 概要

2021年1月27日付けで発行されたフィリピン証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)覚書回状2021年第1号(SEC Memorandum Circular No.1, Series of 2021 (以下「本覚書回状」といいます。))により、フィリピン法人のノミニー株主及びノミニー取締役(意義は3.(1)に記載)は、SECに対して一定の事項を申告しなければならないこととなりました。日系企業の現地法人の取締役は、ノミニー株主及びノミニー取締役に該当する場合はほとんどであるため、本覚書回状に定める申告(以下「本申告」といいます。)を行う必要があります。

この申告の期限は2021年7月31日までとなっていましたが、現地法人において本覚書回状についての認識が欠けている等の事情により、対応が完了していない例が散見されますので、現地法人の管理上、注意を要するものと思われます。

本申告の概要は以下のとおりです¹。

対象者	SEC登録企業のノミニー株主、ノミニー取締役 ※外国企業が現地法人にその従業員を取締役として派遣する場合、当該取締役はノミニー株主かつノミニー取締役に該当することが通常です
申告内容	自らを株主等に指名した者(ノミネーター)に関する情報(詳細は3.(2)ア参照)
申告方法	フォームに記載事項を記入し、オンラインで提出
申告期限	2021年7月31日

以下、本申告の内容、方法等について解説します。

2. ノミニー株主等の申告義務に関連する条項の内容

ノミニー株主、ノミニー取締役とは、他者のために株主、取締役として行動する者のことをいいます(以下、当該他者を「ノミネーター」といいます。)

ノミニー株主等の申告義務については、本覚書回状のSection 7からSection 10.が定めて

¹ 本稿では、現地法人は株式会社であることを前提とし、株式会社以外の形態の現地法人についての解説は割愛しています。

います。その内容は以下のとおりです。

➤ Section 7. ノミネーター等に関する申告義務

- ① SECに登録された会社のノミニー株主、ノミニー取締役、ノミニー理事は、法律等で定められた場合を除いて、SECに対して、ノミネーター（意義は3.（1）に記載）についての申告をしなければならない。
- ② ノミニー株主等が所属している会社に対しても同様の申告をしなければならない。
- ③ （ノミネーターが自然人である場合）上記申告においては、ノミネーターの氏名、居住国、国籍及び納税者識別番号（TIN）又はTINを有していない場合はパスポート番号を申告しなければならない。
- ④ ノミネーターが会社である場合には、会社の商号、所在国、発起人及び取締役の名前、実質的所有者並びに（TINが存在する場合には）そのTINを同様の方法により申告しなければならない。
*SECが提供している申告フォームにはパスポート番号の記載欄があるため、TINを保有していない場合にはパスポート番号の記載も必要となります。
- ⑤ ノミネーターが信託である場合には、当該信託の委託者、理事及び受益者の名前、国籍、居住国及びTIN又はパスポート番号を同様の方法により申告しなければならない。

➤ Section 8. Section7.に基づく申告の期限

- ① 本覚書回状の効力発生日以前に存在している会社のノミニー株主及びノミニー取締役は、本覚書回状の効力発生日から30日以内に上記事項をSECに対して申告しなければならない。
*2021年5月28日付けの通知により期限は2021年7月31日まで延長されていました。
- ② 本覚書回状の効力発生日以降に新たにノミニー株主又はノミニー取締役となった者は、就任時から30日以内に、上記事項をSECに対して申告しなければならない。

➤ Section 9. 申告義務の例外

原則として、Section7.に基づく申告義務は、Anti-Money laundering Act（以下「AMLA」といいます。）Section3(a)及びSEC覚書回状2018年第16号（SEC Memorandum Circular No.16, Series of 2018）に列挙される者には適用されない。ただし、当該ノミニー制度がAMLAに基づく監督官庁による顧客の特定要請や記録保持義務を遵守している場合に限

る。

➤ Section 10. 申告方法

本覚書回状 Section 7 に基づく SEC に対する申告は、SEC の定める形式及び方法によって、オンラインでされなければならない。

3. 必要な対応

(1) 申告義務の有無

本覚書回状によれば、①ノミニー株主又は②ノミニー取締役に該当する者は、本申告をしなければならないとされています。

日本企業がフィリピン現地法人に従業員を取締役として派遣する場合には、当該取締役は本社の利益を代表して行動する地位にあることから、原則としてノミニー取締役に当たると考えられます。また、フィリピンの会社法上、取締役に就任するためには当該会社の株式を 1 株以上保有していなければならないとされることから、このようなノミニー取締役に対しては、本社の保有する株式を名義上保有させることが一般です。したがって、このようなノミニー取締役は、同時にノミニー株主にも該当することとなります。

以上から、日本から従業員を現地法人の取締役として派遣する場合、当該取締役は、通常、本申告を行う義務を負うと考えられます。

(2) 申告義務の内容

ア 申告事項

ノミネーターが法人である場合、ノミニー株主又はノミニー取締役は、ノミネーターに関する以下の事項を申告する必要があります。

- ① 商号
- ② 所在国
- ③ 発起人、取締役及び実質的所有者*の氏名、国籍、TIN 又はパスポート番号²

² 本覚書回状には国籍及び TIN 又はパスポート番号の記載義務は定められていないものの、SEC が提供する申告フォームにおいてこれらの情報の記載が求められる結果、これらの情報についても申告する必要があります。

*実質的所有者（Beneficial Owner）とは、会社を究極的に所有又は支配する自然人、又は会社に対して究極的な実効的支配を及ぼす自然人をいいます。その具体的な判断基準は、SEC 覚書回状 2019 年第 15 号（SEC Memorandum Circular No.15, Series of 2019）において定められています（会社に対して支配を及ぼす自然人が存在しない場合には、当該会社の取締役会の構成員等を実質的所有者として申告することが一般的です。）。

イ 申告方法

2021 年 2 月 23 日付けの通知により、本申告は、以下のダウンロード用 URL からフォーム及び同意書をダウンロードし、必要事項を記入して PDF 化し、有効な政府発行 ID とともに以下のアップロード用 URL からアップロードをする方法により行う必要があります。

●ダウンロード用 URL

- ・ フォーム

https://www.sec.gov.ph/2021botd_sec7_form_v3/

- ・ 同意書

https://www.sec.gov.ph/2021bod_consentagreementform/

●アップロード用 URL

<https://forms.gle/Y1MvBYBjxXkDvA4V7>

ウ 申告期限

本覚書回状では、本覚書回状の効力発生後 30 日以内に本申告をしなければならないとされていますが、2021 年 5 月 28 日付けの通知により、申告期限が 2021 年 7 月 31 日まで延長されていました。

エ 行政罰

本覚書回状に違反した場合又は重要な事項等に関して虚偽の申告をした場合には、罰金、会社設立許可証の停止又は失効等の行政罰を受ける可能性があります。

TMI 総合法律事務所 フィリピンプラクティスチーム
弁護士 團 雅生／生駒大典／安藤智哉

【本ニュースレターに関するお問合せ先】

TMI 総合法律事務所
フィリピンプラクティスチーム

PG_Philippines@tmi.gr.jp

本ニュースレターは、2021年9月29日現在入手可能な情報に基づいて一般的な情報提供を意図したものであり、法的アドバイスを提供するものではないことにご留意ください。